

Ⅱ 農事組合法人届出提出要領

制 定 平成14年 3月1日 経流第559号
最終改正 令和3年3月24日 経流第522号

(目 的)

- 1 この要領は、農事組合法人（その地区が県の区域を超えるものを除く。以下同じ。）が農業協同組合法（以下「法」という。）に基づいて県に対して行う届出に関して必要な事項を定める。

(提出先及び提出部数)

- 2 この要領に基づく届出に関する書類は、所管の農業振興事務所へ2部（正本1部、副本1部）提出するものとする。なお、農事組合法人の地区が農業振興事務所の管轄区域を超えるものは、主たる事務所の所在地の所管の農業振興事務所へ提出するものとする。

(設立届)

- 3 農事組合法人が法第72条の32第4項の規定による届出をしようとするときは、設立の日から2週間以内に、農事組合法人設立届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
 - (1) 登記簿の謄本
 - (2) 定款
 - (3) 事業計画書
 - (4) 設立経過報告書
 - (5) 設立発起人会の議事録謄本
 - (6) 組合員名簿（氏名、年齢、住所、組合員たる資格事項及び役職名等を記載）

(定款変更届)

- 4 農事組合法人が法第72条の29第2項の規定による届出をしようとするときは、定款変更の日から2週間以内に農事組合法人定款変更届（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
 - (1) 定款変更理由書
 - (2) 変更した定款の新旧条文対照表
 - (3) 定款変更の決議をした総会の議事録の謄本又は抄本
 - ② 出資一口の金額を減少した場合は、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
 - (1) 財産目録及び貸借対照表
 - (2) 法第49条第2項の規定による公告及び催告の写し
 - (3) 法第50条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面

(合併届)

- 5 農事組合法人が法第72条の35第3項の規定による届出をしようとするときは、合併の日から2週間以内に農事組合法人合併届（様式第3号又は第4号）に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
 - (1) 登記簿の謄本
 - (2) 定款（新設又は存続する組合）
 - (3) 合併理由書
 - (4) 関係各農事組合法人の合併の決議をした総会の議事録の謄本
 - (5) 合併経過報告書
 - (6) 法第49条に規定する手続を了したことを証する書面
 - (7) 事業計画書
 - (8) 組合員名簿（氏名、年齢、住所、組合員たる資格事項及び役職名等を記載）
 - (9) 役員の略歴及び理事の組合員たる資格事項を記載した書類（新設合併のみ）

(解散届)

- 6 農事組合法人が法第72条の34第2項の規定による届出をしようとするときは、解散の日から2週間以内に農事組合法人解散届(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
- (1) 登記簿の謄本
 - (2) 解散理由書
 - (3) 解散時における財産内容を証する書面
 - (4) 解散の決議をした総会の議事録の謄本(総会の決議により解散した場合のみ)
 - (5) 組合員が3人未満となった日から引き続き6月間3人以上とならなかったことを証する書面(組合員が3人未満となったことにより解散する場合のみ)
 - (6) 清算人の住所及び氏名(総会において理事以外の者が清算人に選任された場合は、住所、氏名、職業)を記載した書類

(清算終了届)

- 7 農事組合法人が法第72条の44の規定による届出をしようとするときは、清算終了後、2週間以内に清算終了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
- (1) 登記簿の謄本
 - (2) 決算報告書の写し
 - (3) 決算報告の承認をした総会の議事録の謄本

(組織変更届)

- 8 農事組合法人が法第73条の10の規定による届出をしようとするときは、組織変更後、2週間以内に農事組合法人組織変更届(様式第7号又は第8号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
- (1) 登記簿の謄本(農事組合法人及び株式会社又は一般社団法人)
 - (2) 定款(株式会社又は一般社団法人)
 - (3) 組織変更理由書
 - (4) 組織変更計画書
 - (5) 組織変更の決議をした総会の議事録の謄本
 - (6) 組織変更経過報告書
 - (7) 法第73条の3第6項において準用する同法第48条の2、第49条並びに第50条第1項及び第2項に規定する手続を了したことを証する書面(株式会社又は一般社団法人)
 - (8) 組織変更後の株式会社の取締役(組織変更後の株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、取締役及び監査役)の住所、氏名を記載した書類又は組織変更後の一般社団法人の理事の住所、氏名を記載した書類。
 - (9) 次に掲げる場合の区分に応じ、当該の事項を記載した書類
 - イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の住所、氏名又は名称(代表者名も含む)
 - ロ 組織変更後株式会社が会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の住所、氏名又は名称(代表者名も含む)
 - ハ 組織変更後一般社団法人が監事設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の監事の住所、氏名
 - ニ 組織変更後一般財団法人が会計監査人設置一般社団法人である場合 組織変更後一般社団法人の会計監査人の住所、氏名又は名称(代表者名も含む)

附 則

- この要領は、平成14年3月1日から適用する。
この要領は、平成19年2月9日から適用する。
この要領は、平成21年2月27日から適用する。
この要領は、平成28年9月7日から適用する。
この要領は、令和元年11月2日から適用する。
この要領は、令和3年3月24日から適用する。